

首都直下地震発生時の交通規制、進出経路等

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

災害時の交通規制等に関する法令

災害対策基本法

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

災害対策基本法施行令

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車
- 二 **災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両**（前号に該当するものを除く。）

↑ 応援職員が移動に利用する車両はこれに当たる。ただし、**緊急通行車両となるためには都道府県知事又は都道府県公安委員会による確認及び標章・証明書の交付が必要。**

(参考) その他の法令

【道路法】

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

【道路交通法】

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。（略）

第六条 1～3（略）

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

緊急通行車両の確認標章・証明書の交付について（災害対策基本法施行令改正）

災害対策基本法施行令の改正内容（令和5年5月）

【改正前】

- 災害発生後でなければ、知事又は都道府県公安委員会による緊急通行車両の確認標章・証明書の交付を受けることができなかった（災害発生前に、緊急交通路の通行を予定する車両の審査手続きの事前届出を行うことは可能。）。



【改正後】

- 令和5年5月の災害対策基本法施行例等の一部改正により、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、**災害発生前であっても、緊急通行車両に係る確認を行い、標章・証明書を交付を受けることができることとなった。**

防災基本計画

第2編第1章第6節

6 緊急輸送活動関係

- 国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

【標章】

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

※災害対策基本法施行規則に規定する様式

【証明書】

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印		
公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

首都直下地震発生時における緊急輸送ルート

○ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）に定められた緊急輸送ルートについて

想定されるタイムライン（抜粋）



第2章 緊急輸送ルート計画（抄）

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定したものである。（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図）
- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者等や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ⑩ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

(3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに都心部への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。

首都直下地震発生時における交通規制計画①

首都直下地震発生時の交通規制計画（令和7年9月警察庁）（抄）

2 基本的考え方

(1) 基本的考え方

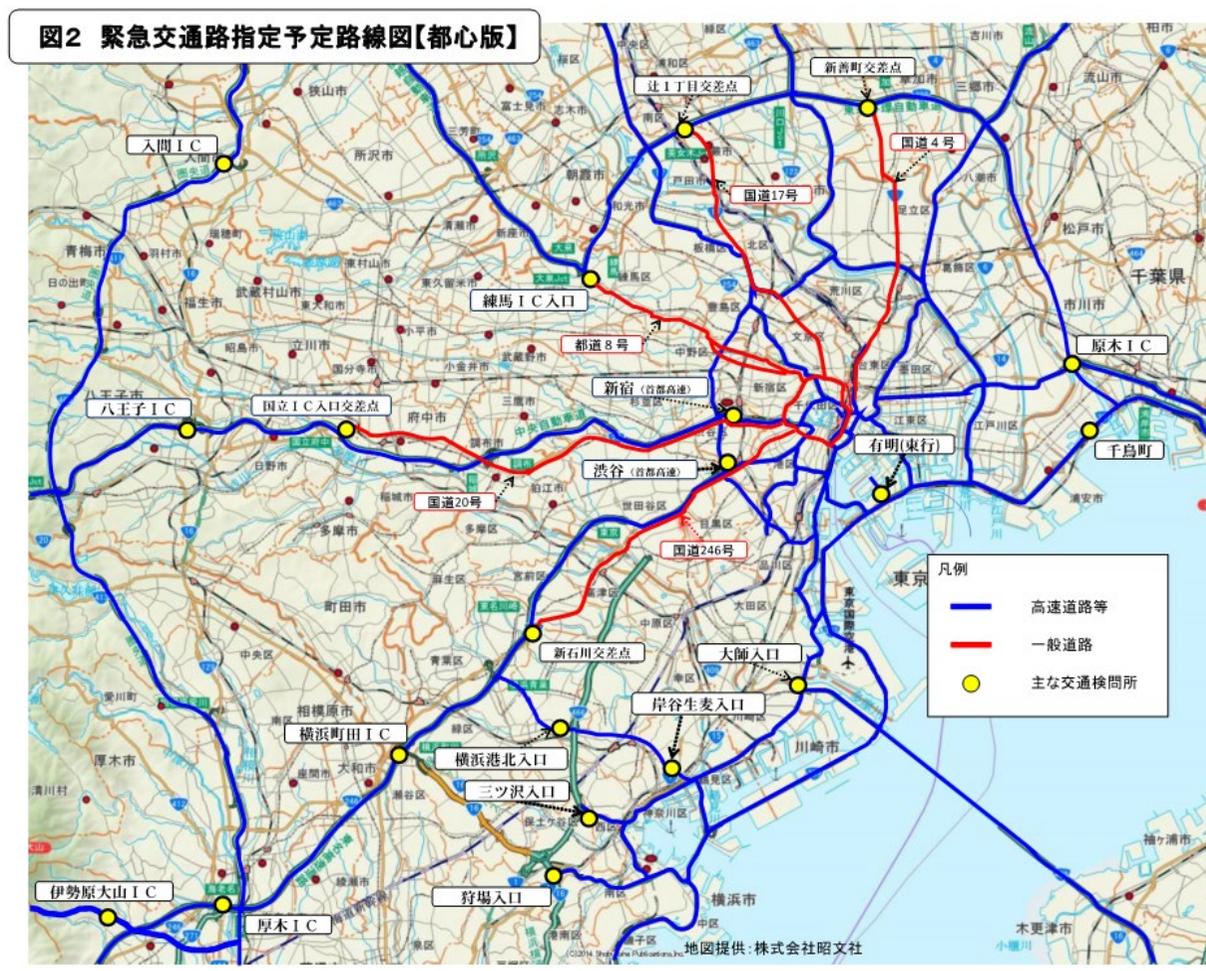
首都直下地震が発生した場合は、発災直後から、都心部への車両の流入禁止規制、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、道路損壊等による通行の支障の有無を把握し、関係都県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線60路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。



首都直下地震発生時における交通規制計画②

首都直下地震発生時の交通規制計画（令和7年9月警察庁）（抄）

2 基本的考え方

(3) 交通検問所

ア 高速道路等

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ（入路、スマートインターチェンジを含む。）（以下「IC」という。）のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を325か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付IC」102か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別IC」223か所である。その他の113か所のICは、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」とした。

イ 一般道路

緊急交通路指定予定路線の交差点のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両等を選別して通行させるための交通検問所を121か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付交差点」12か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別交差点109か所である。

【一例】

【首都高速都心環状線、首都高速八重洲線、東京高速道路】

交通検問所

首都高速都心環状線

都県名	記号	箇所名	用途	配置人員	
				警察官	高速会社
東京都	①	室町(内回り)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	②	京橋(外回り)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	③	銀座(内回り)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	④	銀座(外回り)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	⑤	汐留(外回り)(東京都港区)	閉鎖		
東京都	⑥	芝公園(内回り)(東京都港区)	選別	1	
東京都	⑦	芝公園(外回り)(東京都港区)	選別	1	
東京都	⑧	飯倉(内回り)(東京都港区)	閉鎖		
東京都	⑨	葎が関(内回り)(東京都千代田区)	選別	1	
東京都	⑩	葎が関(外回り)(東京都千代田区)	選別	1	
東京都	⑪	代官町(内回り)(東京都千代田区)	閉鎖		
東京都	⑫	神田橋(内回り)(東京都千代田区)	閉鎖		
東京都	⑬	神田橋(外回り)(東京都千代田区)	閉鎖		

首都高速八重洲線

都県名	記号	箇所名	用途	配置人員	
				警察官	高速会社
東京都	①	八重洲(北行)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	②	八重洲(南行)(東京都中央区)	閉鎖		

東京高速道路

都県名	記号	箇所名	用途	配置人員	
				警察官	高速会社
東京都	①	新橋(北行)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	②	土橋(北行)(東京都中央区)	閉鎖		
東京都	③	西銀座(南行)(東京都中央区)	閉鎖		

● ~ 選別(4箇所) ● ~ 閉鎖(14箇所)

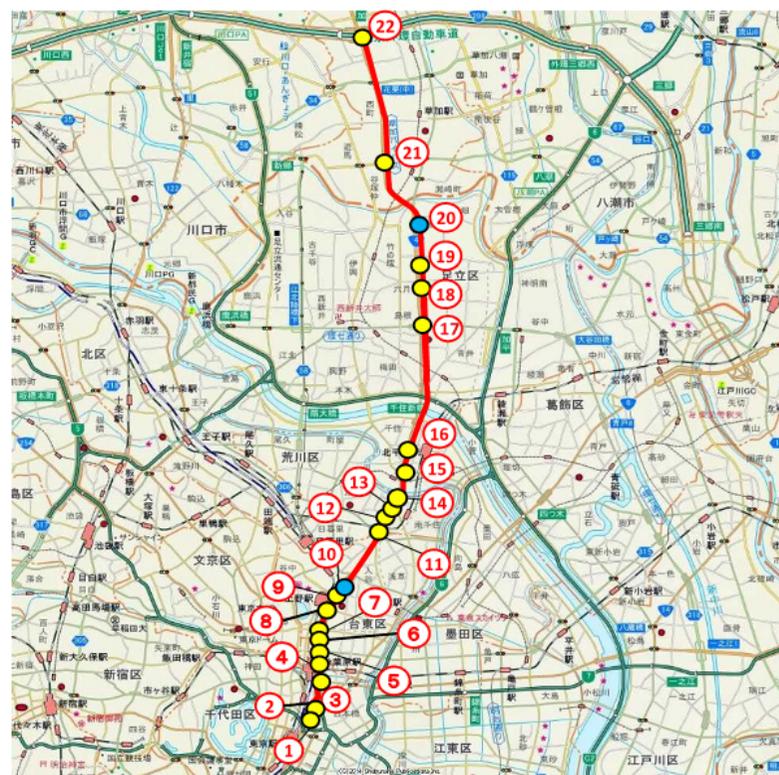
【国道4号】

交通検問所

国道4号

都県名	記号	箇所名	用途	配置人員	
				警察官	高速会社
東京都	①	東京都中央区日本橋蓋町3-4-4先(蓋町三丁目交差点)	選別	2	
東京都	②	東京都中央区日本橋本町4-8-18先(本町三丁目交差点)	選別	2	
東京都	③	東京都千代田区岩本町3-10先(岩本町交差点)	選別	4	
東京都	④	東京都台東区台東1-30-6先(台東一丁目交差点)	選別	2	
東京都	⑤	東京都台東区台東3-15-1先(台東二丁目交差点)	選別	2	
東京都	⑥	東京都台東区台東3-42-6先(台東三丁目交差点)	選別	2	
東京都	⑦	東京都台東区東上野1-14-4先(台東四丁目交差点)	選別	2	
東京都	⑧	東京都台東区東上野4-3-2先(上野駅交差点)	選別	4	
東京都	⑨	東京都台東区東上野4-10-2先(東上野交差点)	選別	2	
東京都	⑩	東京都台東区下谷1-11-13先(入谷交差点)	交付	5	
東京都	⑪	東京都台東区根岸5-23-8先(大間横丁交差点)	選別	4	
東京都	⑫	東京都荒川区南千住6-47-8先(南千住警察署入口交差点)	選別	4	
東京都	⑬	東京都荒川区南千住6-60-16先(天王神社前交差点)	選別	2	
東京都	⑭	東京都荒川区南千住7-17-5先(千住大橋南交差点)	選別	2	
東京都	⑮	東京都足立区千住河原町10-7先(千住宮元町交差点)	選別	2	
東京都	⑯	東京都足立区千住寿町1-10先(北千住駅入口交差点)	選別	2	
東京都	⑰	東京都足立区中央本町5-2-7先(梅島陸橋交差点)	選別	2	
東京都	⑱	東京都足立区竹の塚3-8-1先(竹の塚三丁目交差点)	選別	2	
東京都	⑲	東京都足立区保木間2-1-1先(竹の塚交差点)	選別	4	
東京都	⑳	東京都足立区保木間4-4-13先(保木間四丁目交差点)	交付	5	
埼玉県	㉑	埼玉県草加市谷塚町452-1先(谷塚町交差点)	選別	6	
埼玉県	㉒	埼玉県草加市新町179-3先(新町交差点)	選別	6	

● ~ 標章交付(2箇所) ● ~ 選別(20箇所)



首都直下地震APにおける進出経路等の記載内容（案）

南海トラフ地震APにおける進出経路等の記載内容

第7 進出経路

南海トラフ地震発生時には、広域的な道路被害や放置車両により大規模な交通障害が発生するおそれがあるため、交通規制に係る関係法令や交通規制計画等を踏まえ、使用可能性の高い交通経路や手段を把握し、平時から備えることが重要である。

1 平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援道県等及び被害確認後応援都府県等は、被害想定や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用する可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

2 発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道県等及び応援可能団体は、上記1(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等（以下、「道路被害状況等」という。）を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

首都直下地震APにおける進出経路等の記載内容（案）

第● 進出経路等

首都直下地震発生時には、広域的な道路被害や放置車両により大規模な交通障害が発生するおそれがあるため、交通規制に係る**関係法令や交通規制計画等**を踏まえ、使用可能性の高い交通経路や手段を把握し、平時から備えることが重要である。

1 平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援道府県等及び被害確認後応援県は、**被害想定**や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用する可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に**緊急通行車両**であることの確認の申出を行い、**標章及び証明書**の交付を受ける。

2 発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道府県等及び被害確認後応援県は、上記1(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等（以下、「**道路被害状況等**」等という。）を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

・災害対策基本法、施行令、施行規則
・道路法、道路交通法
・首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画
・首都直下地震発生時の交通規制計画等

・中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による被害想定（平成25年12月）

※令和7年度中に新たな被害想定が公表される見込み。

・災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両

・災害対策基本法施行規則に規定する標章及び証明書

・首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画第2章2(2)③に基づき緊急災害対策本部及び現地対策本部から共有される情報等